

仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度宮城県産水産物の量販店・飲食店連携販路開拓支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

3 業務の目的

宮城県産水産物（以下「県産水産物」という。）については、東日本大震災以降、中国や韓国で継続されている禁輸措置に加え、令和5年8月に東京電力福島第一原子力発電所において処理水の海洋放出が始まり、一部の国においては日本からの水産物輸入禁止措置が講じられるようになるなど、これまで以上に国内での販路開拓・需要拡大が重要となっている。

本業務は、県産水産物について、対象地域でのプロモーション及び現地市場での定着に向けた取組を行い、国内における県産水産物の新たな販路開拓・需要拡大を図ることを目的とするもの。

4 対象地域

本業務において販路開拓を行う対象地域は、近畿地方（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及びその周辺）とする。

5 委託業務の内容

(1) 県産水産物の対象地域における消費者の購買意欲を喚起するための活動

対象地域において、県産水産物[※]の販路開拓・需要拡大に向けたプロモーションとして県外量販店での県産水産物フェア（以下「量販店フェア」という。）及び県外飲食店での県産水産物フェア（以下「飲食店フェア」という。）を次のとおり実施し、県産水産物の魅力を紹介するとともに、県産水産物の新規取引の拡大や取引量の増加、その継続的な販路の構築に向けた調整を行うこと。

※ 宮城県内で水揚げされた水産物や県内で製造された水産加工品（県内製造であれば原材料の産地は県産に限らない。）をいう。

ア 量販店フェア

(ア) 量販店フェアの内容は以下のとおりとし、県産水産物の販路開拓・需要拡大に向けてより効果が高い手法、回数、時期、期間、店舗を受注者が提案すること。

開催規模	フェア期間
30店舗以上	各店舗 6日以上（2回に分けて実施も可）

※ ただし、開催規模及びフェア期間については、上記と同等以上の効果が期待できるものであれば、発注者と協議の上、変更することを可能とする。

(イ) フェアに参加する店舗の選定は、受注者が行い、発注者と協議の上、決定すること。なお、フェアに当たっては、量販店が少なくとも3品以上の県産水産物を新規に取り扱うか、または3社以上の企業と新規取引を行うものとする。

- (ウ) フェア開催店舗のスタッフ等に対し、県産水産物の産地の情報や調理法、加工品であれば特徴や加工技術など、県産水産物に関する理解醸成のための指導等を実施し、当該業務の終了後においても、対象地域において県産水産物の販売促進を行えるよう現地人材の育成に努めること。
- (エ) フェアにおいては、県産水産物の特徴や食べ方、調理法、生産や加工方法等について熟知した販売促進員を設置するなど、県産水産物の販売に当たり消費者等へ十分な説明ができるようにすることとし、試食等も積極的に実施すること。（フェア開催時に使用する試食サンプル食材等の費用については、委託料に含むものとする。）
- (オ) フェアの開催について、新聞広告へのチラシの折り込みやWEB媒体、SNSの活用、メディア訪問等様々な方法により、効果的に誘客を図ることとし、その方法については受注者が提案すること。なお、フェア実施期間中は、店舗入口からの盛り上がりを演出する等、実施店舗における県産水産物をPRしている場所への誘客を図ること。
- (カ) フェアの実施に当たっては、当該業務の終了後における継続的な販路の構築を見据えて、プロモーションにおいて使用する水産物の紹介資料、レシピ資料等の販促材を作成し、量販店等への提案や提供を行うこと。なお、販促材を作成する場合は発注者と調整すること。

イ 飲食店フェア

- (ア) 飲食店フェア内容は以下のとおりとし、販路開拓・需要拡大に向けてより効果が高い手法、回数、時期、期間、店舗を受注者が提案すること。

開催規模	フェア期間
20店舗以上	おおむね1か月以上

- (イ) フェアに参加する店舗の選定は、受注者が行い、発注者と協議の上、決定すること。なお、フェアに当たっては県産水産物を活用した新規メニューを3品以上提供すること。
- (ウ) フェア開催店舗のスタッフ等に対し、県産水産物の産地の情報や調理法、加工品であれば特徴や加工技術など、県産水産物に関する理解醸成のための指導等を実施し、当該業務の終了後においても対象地域において県産水産物の使用促進を行えるよう現地人材の育成に努めること。
- (エ) フェア開催前に、フェア参加飲食店のフェア提供メニュー及び使用水産物を発注者が確認できる機会を設けること。
- (オ) フェアの開催について、情報誌への掲載やWEB媒体、SNSの活用等様々な方法により、効果的なフェア周知を図ること。
- (カ) フェアの実施に当たっては、県産水産物を使用したフェアを行っていることが利用者に周知されるよう、ポスター、パンフレット、チラシ、POP等を消費者が関心を持つような魅力ある内容・デザインで作成し、フェア参加飲食店や集客に効果的な場所に配架・掲示することとし、その方法については受注者が提案すること。

(2) 対象地域への定着に向けた取組

対象地域における県産水産物の更なる知名度向上と市場への定着を目的として、量販店フェア及び飲食店フェアにおいて、次の対象者にアンケート調査を行うこととし、その方法については受注者が提案すること。また、フェアを実施する量販店及び飲食店において、県産水産物の流通経路を確保・提案するなど、当該業務の終了後も継続的な販路の構築が図られるよう調

整を行うこと。

〈アンケート対象者〉

量販店：開催店舗の店員、バイヤー、利用客（県産水産物の商品購入者以外も含む）

飲食店：開催店舗の店員、利用客（県産水産物メニュー注文者以外も含む）

（３）その他のプロモーションの実施

（１）のアの量販店フェア（ア）から（カ）及びイの飲食店フェア（ア）から（カ）のほか、対象地域において、県産水産物を定着させるためのプロモーション方策を実施すること。

（４）継続的な販路の構築に向けたレポートの作成・提出

（１）、（２）の取組を踏まえ、対象地域における県産水産物の市場への定着、物流や商流を含めた継続的な販路の構築に向けた課題と対応策についてのレポートを量販店フェア及び飲食店フェアごとに作成して提出すること。

（５）開催記録の作成

本業務の記録写真を撮影するとともに、新聞、メディア等の掲載記事、情報を開催記録として収集・納品すること。

（６）企画・運営・調整

ア 本業務全体の計画書及び進行表等を作成すること。

イ 事前準備からプロモーションの実施までのスケジュール調整及びバイヤーや関係者等との連絡調整、プロモーションの会場設営（装飾、案内板の設置等）、進行管理、撤収作業までの全ての運營業務を行うこと。

ウ フェア実施における県産水産物の調達や配送等については、受注者が責任を持って関係者と調整すること。

エ プロモーション実施後のバイヤー等からの問い合わせや要望に対応すること。

オ 全体の企画運営は、発注者と十分連携しながら行うこと。

6 包括的事項

（１）量販店フェア及び飲食店フェアの連動により、効果的な事業実施となるよう時期や場所を工夫すること。

（２）受注者は必要に応じて、随時発注者と打合せを行うこと。

（３）発注者は必要に応じて、発注者が所有するPRポスターなどの販促材や資料等を受注者に随時貸与又は提供する。

なお、貸与した販促材等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

（４）本業務において制作した各種素材画像等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとして、宮城県水産林政部水産業振興課に納品すること。

（５）本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

- (6) 受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

7 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- (1) 実績報告書 1部（継続的な販路の構築に向けたレポート、商品及びメニュー提供状況を含む）
- (2) 本業務において制作した現地配布資料等のデータ一式

8 その他

- (1) 本業務による製作物の著作権等の諸権利は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の着手・実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整の上で行うものとし、その進行状況については、随時発注者に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の間でその都度協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、発注者と受注者との協議により決定する。
- (5) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。